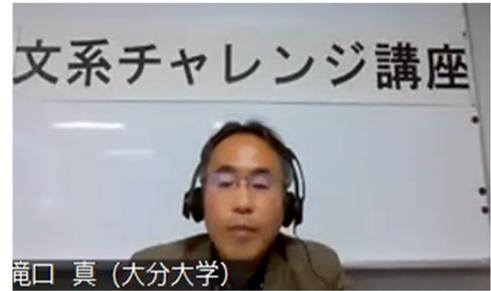


## 2022年度文系チャレンジ講座（第2回）を実施しました

6月15日（水）に福祉健康科学部の滝口 真先生を講師に迎え、「他者理解は自己理解」～障害者差別解消法を通して～というテーマで、文系チャレンジ講座第2回を実施しました。遠隔配信した安心院、国東、別府翔青、大分鶴崎、大分雄城台、大分西、大分商業、臼杵、三重総合、竹田、中津南、日田、大分舞鶴、大分豊府、芸術緑丘、大分東、中津北、玖珠美山、日出総合の19校356名が受講しました。



1. 障害者差別解消法の施行（平成28 / 2016）年「障害者差別解消法」が施行された。  
正式名称：「（障害）を理由とする（差別の解消）の推進に関する法律」  
「障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合い、交流し、支え合いながら、ともに生きる社会、誰もが安心して暮らせる社会を目指す法律」です。  
本法律は次の2種を定めています。  
① 「不当な（差別）的取扱いの禁止」② 「（合理的配慮）の提供」

障がい児・者福祉、地域福祉、レジデンシャル・ソーシャルワークがご専門の滝口先生は、今回の授業で、他者理解が自己理解に繋がることを明らかにした上で、今後私たちが取るべき対応について説明されました。

まず、障害者差別解消法の施行への経緯や、本法律についての解説をされ、次に、視覚障害、聴覚・言語障害などの様々な障害の特性について分析、解説をされ、障害の特性に応じた適切なサポートを考えられました。

具体的

な事例を挙げながら、不当な差別的扱いの禁止の重要性について説明されました。障害者にとって、より暮らしやすい地域社会を実現するためには、他の者との平等を基礎として、それぞれのニーズに応じた合理的配慮が重要であると示されました。

授業のまとめとして、障害者差別解消法を進めることで、障がいのある人とない人が実際に接し、関わり合う機会が増えていき、ユニバーサルデザイン社会の実現への第一歩になると強調されました。

最後に、「大学は一生の恩師と一生の親友との人格的接触の機会です。一回性の人生の基盤と一緒に探究しましょう。」と、大学等を目指す生徒にエールを送られました。

1) 不当な差別的取扱いの禁止。

- ① 障害があることを理由に（窓口）での対応を（拒否）したり、後回しにする。
- ② 学校・大学等の（受験）や入学を（拒否）する。
- ③ 車イス利用や（補助犬）を連れていることを理由に飲食店や（交通機関）の利用を（拒否）する。

2) 合理的配慮。

- ⑦ 困っている人がいたら声をかけて、（本人）が求めるサポートをすること。
- ⑧ 意思を伝えあうために（筆談）や（手話）、タブレット端末等を用いること。
- ⑨ 段差がある場合に、（スロープ）等を使って補助すること。

まとめ。

（障害者差別解消）法を進めることで、（障害）のある人とない人が実際に接し、関わり合う機会が増えていきます。こうした機会を通じ、お互いに（理解）し合っていくことが「（共生社会）」の実現への大きな一歩となります。

【（障害）のある人もない人もみんなが暮らしやすい（まち）に】

受講生からは「私も将来は福祉系の大学に進学して社会福祉士として働きたいと思った。そのために今回のチャレンジ講座はとても良い体験になった。」「大分県も障がい者に今よりもっと対応して安心して暮らせるまちにできるように、自分ができることを今日から実践してみようと思った。」「人間による圧力が一番の環境破壊という言葉が印象に残った。共生社会の中での配慮が暮らしやすいまちづくりに繋がると思った。障がいのある方が困っていたら手伝える範囲で一緒に解決したい。」等の感想が寄せられました。